

障害福祉関係ニュース 平成27年度7号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算324号
(平成27年10月26日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 社会保障審議会障害者部会（第72回）が開催される
～障害者総合支援法施行後3年目途の見直しについて10の個別論点に関する議論の「二巡目」が始まる～ …P. 1
- 2 ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等について …P. 11
- 3 「平成27年度 暴力被害者支援スキルアップ講座」
参加申込み締切延長のお知らせ（全国社会福祉協議会） …P. 12
- 4 平成27年度「社会福祉法人経営者研修会～経営管理コース～」受講者受付中【11/4㍻切】 …P. 12
- 5 平成28年度『介護職員実務者研修通信課程』申込受付中 …P. 13

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第72回）が開催される
～障害者総合支援法施行後3年後の見直しについて10の個別論点に関する議論の「二巡目」が始まる～

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第72回が10月15日（木）に開催されました。

今回（第72回）より、障害者総合支援法施行後3年目途の見直しに係る10の個別論点に関する議論の「二巡目」が始まりました。今回は「常時介護を要する障害者等に対する支援」、「障害者等の移動の支援」、「障害者の就労支援」について協議が行われました。

各協議に入る前に、事務局（厚生労働省）より一巡目の議論を踏まえた上での各論の「現状・課題」について説明があり、その後「検討の方向性」が示されました。

各論についての検討の方向性については以下のとおりです。

各論についての検討の方向性 (第72回資料より一部抜粋)

【常時介護を要する障害者等に対する支援「検討の方向性」】

- ◆「常時介護を要する者」だけでなく、「日常的」に「支援」を要する者なども含め、地域生活・地域移行をきめ細かく展開するため、限られた財源の中で真に支援が必要な方にサービスが行き渡るように留意しつつ、以下のような新たな方策を検討することとしてはどうか。
- ◆利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていくために、常時介護を要する障害者等を対象としたサービスについて、地域生活をさらに支援する観点から見直しを行うこととしてはどうか。
例えば、重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものできないか検討するとともに、重度障害者の地域生活を支えている重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲に留意しつつ、入院中における医療機関での支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- ◆「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域で生活する障害者等に対し、緊急時対応を含め、継続的に支援する拠点の整備をさらに進める方向で検討することとしてはどうか。
- ◆グループホームから一人暮らしへの移行を希望する障害者など、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても検討することとしてはどうか。
あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応するサービスを位置づけ、適切に評価を行うとともに、障害者の状態とニーズを踏まえて真に必要な方にサービスが行き渡るよう、現に入居している方に配慮しつつ、利用対象者を見直す方向で検討することとしてはどうか。
- ◆また、支援する人材の確保や資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げるとともに、熟練した従業者による研修(OJT)の実施を促進する方向で検討することとしてはどうか。

【障害者等の移動の支援の「検討の方向性」】

- ◆障害者総合支援法における移動支援については、所要の財源を確保しつつ、障害者に一定の社会生活を等しく保障するとともに、利用者の個々のニーズや地域の状況に応じて柔軟に対応することができる仕組みとする必要がある。
こうした観点から、基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」による支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたきめ細かな見直しを図っていくべきではないか。
- ◆障害者の通勤・通学等に関する移動支援については、全てを福祉政策として実施するのではなく、関係省庁とも連携し、事業者や教育機関による「合理的配慮」の対応や教育政策との連携等を進めていく必要があるのではないかと。その上で、福祉政策として実施すべき内容について、引き続き検討を進めるとともに、まずは、就労移行支援や障害児通所支援においては、本来の趣旨も踏まえ、通勤・通学に関する訓練の着実な実施を促すこととし、これを必要に応じて評価する方向で検討することとしてはどうか。
- ◆入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス(同行援護、行動援護、重度訪

問介護)が利用できる方向で検討することとしてはどうか。また、入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われるものであるが、施設による移動支援について適切に評価が行われているか、引き続き検討することとしてはどうか。

【障害者の就労支援「検討の方向性」】

- ◆どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃向上や一般就労への移行をさらに促進させるための方策を検討してはどうか。また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- ◆就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。
- ◆就労継続支援については、サービスを利用する中で能力を向上させ、一般就労に移行する障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績を踏まえた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。また、就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつける方向で検討することとしてはどうか。就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等の方策を検討することとしてはどうか。
 さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、現在は就労継続支援B型の利用希望者に対して実施している就労アセスメントについて、効果的かつ円滑な実施と併せて、対象範囲の拡大について検討することとしてはどうか。
- ◆在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、就労定着支援の強化を検討することとしてはどうか。例えば、就労系障害福祉サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活支援等)を集中的に提供するなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- ◆就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報の公表を検討することとしてはどうか。

以下、今回示された検討の方向性の各項目に対する委員からの主な意見です。

(1) 常時介護を要する障害者等に対する支援

- ◆利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていくために、常時介護を要する障害者等を対象としたサービスについて、地域生活をさらに支援する観点から見直しを行うこととしてはどうか。
 例えば、重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものとのできないか検討するとともに、重度障害者の地域生活を支えている重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲に留意しつつ、入院中における医療機関での支援の在り方を検討することとしてはどうか。

協議では常時介護を要する障害者等を対象としたサービスについて、支援の対象を生命の維持にか

かるような重度者に重点化すべきとの意見や、入院中の重度訪問介護の利用を可能とするうえでの医療関係の法制度の整合性をどうするかについて意見が出されました。

<常時介護を要する障害者像に係る意見>

- 支援がなければ生命の維持にかかる方への支援にこそ重点化してほしい。重度訪問介護は、区分4以上からが対象となっているが、区分5以上の方に絞るべきではないか（区分3～4は市町村がどうしても必要と認めた方に限定）。生活介護にしても区分3以上からが対象となっているが、もっと重い区分の方に絞るべきではないか。
- 団体ヒアリングでは常時介護の範囲をどう捉えるのか、そもそも常時介護ではなく常時支援が適切なのではないかという2つに係る意見が多く出ていた。この問題は、適切なニーズアセスメントに基づくサービス提供という仕組みがあってこそ対応できるものではないのか。
- 支援をそのサービスがなければ生命の維持にかかるような重度者を中心に、というのはその通りではあるが、そうではなくても地域生活で先の見通しが立たない方に対して、ワンポイントでも良いのでサービス利用できるようにできないだろうか。生活全般をスムーズにするためには必要である。

<医療保険給付との関連性に係る意見>

- 入院中の医療給付での対応が困難なので強いニーズが出ていた。福祉と医療が重複するのではなく棲み分けが必要ではないか。そうしないと、院内の看護師に過剰な負担がかかり、(障害福祉サービス給付対象となる以外の)他の患者へのケアを阻害してしまう恐れがある。
- 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」には、「当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない」とある。病院内で障害福祉サービスを提供できるようにするためには、医療行為ではない“支援”という考え方を追加して、規則には違反しないということにして突破口が開けないだろうか。
- 医療機関での支援の在り方については、二重給付の可能性もある。また、それだけでなく、医療法上の制約もあるのではないか。医療法上は専門職による業務独占になるものもあるので、身体介助の福祉サービスを院内で提供することは、やはりかなりハードルが高いのではないか。他の支援は工夫の余地がある。意思疎通支援は十分ありうると思う。

◆「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域で生活する障害者等に対し、緊急時対応を含め、継続的に支援する拠点の整備をさらに進める方向で検討することとしてはどうか。

協議では、地域生活支援拠点の整備について、重要性の高い施策であり、実効性のあるものとするための具体的な検討が必要という意見が出されました。

- 拠点整備自体は賛成ではあるが、問題はこの拠点をいかに整備するかである。障害福祉計画における圏域での地域生活支援拠点の整備、基幹相談支援センターなど、地域拠点に係る制度はすでにあるが、具体的かつ実効性のあるものでないといけない。地域生活支援事業での対応となれば、自治体が「財源がないからできません」と言っておしまいとなってしまいかねない。これまで同じようなことが繰り返されてきたが、今回はぜひ実現してほしい。

以前の部会で各都道府県の障害福祉計画の実施状況の報告があったが、地域生活支援拠点の整備については、「何をすれば良いか具体的でないので整備できない」という回答をした都道府県もあった。

過去の地域拠点に係る施策と整合性をとりつつ、拠点を整備するだけではない、それをいかに設けて運営していくかという次の段階の検討が必要ではないか。

○地域生活支援拠点は国からお金は出しておらず、自治体に丸投げである。重度身体障害者はこうした拠点がないと地域移行することは難しい。今のままでは絵に描いた餅になってしまう。そうならないような対策が必要ではないか。

⇒（藤井障害保健福祉部長）絵に描いた餅にならないような何らかの対策が必要というのはご指摘の通りである。地域生活支援拠点を整備するために、これまで障害福祉計画に位置付ける、モデル事業を実施するということをしてきたが、どのような手を打てば進むのか、具体的なご意見をいただきながら考えていきたい。

○家族同居でも、家族の状態によっては支援継続が難しいケースもある。地域拠点には、家族が支援を継続できるようにするためのバックアップという視点も必要ではないか。第三者の目を入れて、家族を地域から孤立させないということも必要である。

◆グループホームから一人暮らしへの移行を希望する障害者など、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても検討することとしてはどうか。

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応するサービスを位置づけ、適切に評価を行うとともに、障害者の状態とニーズを踏まえて真に必要な方にサービスが行き渡るよう、現に入居している方に配慮しつつ、利用対象者を見直す方向で検討することとしてはどうか。

協議ではグループホーム利用について軽度の障害者を利用の対象外とするような見直しの方向性が提示されたことについて、賛成意見が出る一方、精神障害者など障害支援区分が低く出る傾向のある障害者への配慮を求める意見が出されました。

○地域生活の質を上げる方向で検討すべきである。グループホームも軽い方の利用の場として始まった制度であるが、どんどん重い方の利用が増えている。より重い行動障害の方は、施設入所という方向になっている。その一方で、集団生活のストレスにより重度化するということもある。役割と機能分化を効果的に検討すべきではないか。

その意味で、グループホームの利用者の50%以上は区分なしの方であるが、それで良いのだろうか。

○グループホームではなく一人暮らしを目指すべきとの意見は出ているが、現状ではグループホームは有効なツールである。精神障害の方は区分が低く出る。「真に必要な方にサービスが行き渡るよう、現に入居している方に配慮しつつ、利用対象者を見直す」とは、具体的にこの区分以上でないといえないといったことを示唆しているのか。

これまでグループホームを利用していた方でも地域の一般住宅やアパートで生活いただくようにということであれば、この検討の方向性では地域で生活できるようにする環境整備よりも利用対象の

見直しを先と考えているように読めるが、環境整備が先ではないか。

⇒(田中障害福祉課長) グループホームの利用対象者で、現段階で具体的な区分を想定しているわけではない。区分が出なかったり軽度の方でも、集団生活の中での支援が適している方もいる。検討の方向性にある定期的な巡回訪問や適時のタイミングで適切な支援を行うサービス等を展開していく中で、その結果としてグループホームでなくても地域生活ができる方が出てくるのではないか。

そのような方は、結果としてグループホームの利用対象からは外すことも考えられるのではないかとということである。当然地域で支えるシステム作りが先という認識でいる。

○家族にとっては、重い方は施設入所、軽い方はグループホームという印象が強い。重い方もグループホームでこうやったら暮らせるということが親にも目に見える形で分かるようにしてほしい。そうすれば、グループホームでの重度者利用も進むのではないか。地元で、公団住宅を利用している3人の障害者を1人の支援者が定期的に巡回するという方法で支えることができている。支援の必要性が低い方にはこうしたことで対応できるので、グループホームは重度の方が利用できると打ち出せるのではないか。

◆支援する人材の確保や資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げるとともに、熟練した従業者による研修(OJT)の実施を促進する方向で検討することとしてはどうか。

協議では、支援者のスキル向上の方策等や、パーソナルアシスタントの資格要件について意見が出されました。

○支援者のスキルが重要である。人材育成が図られなければ効果は上がらない。大分県では介護保険で介護支援専門員、サービス提供責任者に対する自立支援への意識改革を図るために、県内で地域ケア会議を20圏域弱で設けた。第4期介護保険計画での介護保険料の全国の平均の伸び率は約18%であったが、大分県はそれが約13%であり、約100億円の抑制効果があった。

○パーソナルアシスタントについては、例えば特定の方だけにしか派遣できないようにすることを条件に、アシスタントとなる人の資格要件もいらないとする制度を検討してはどうか。支援者のOJTについても、ベテランと新人がじっくり1月程度かけてでないといけないものである。重度訪問介護と行動援護については、区分6の中でさらに上の「区分6'」や「区分7」を設けるなどして、さらに上の報酬単価を設定する必要がある。そうでないと、サービスを提供する事業所が経営的に対応できない。

○資格条件の引き上げを以前も主張したが、それは、従事者の地位の改善、処遇改善を進め、権利擁護にもつなげる側面があるためである。

(2) 障害者等の移動の支援について

◆基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」による支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたきめ細かな見直しを図っていくべきではないか。

協議では移動の支援について、計画相談支援とセットで提供すべきとの意見や、移動支援に係る経費の地域差への配慮についての意見が出されました。

- 地域生活支援事業で通勤・通学のサービスを提供できているところが多いということだが、提供できていない自治体もある。計画相談支援とセットで必要な移動支援を提供できるようにしていくことが望ましいのではないか。
- 積雪のある寒冷地での状況は異なる。移動支援に係る経費も相当差があるので、そうした地域差への配慮を是非お願いしたい。北欧ではタクシーの共同利用が進んでおり、交通インフラが整っていない所は、必ずしも送迎専用のサービスを設けるのではなく、既存のタクシーを活用していくことも考えられるのではないか。

◆障害者の通勤・通学等に関する移動支援については、全てを福祉政策として実施するのではなく、関係省庁とも連携し、事業者や教育機関による「合理的配慮」の対応や教育政策との連携等を進めていく必要があるのではないか。その上で、福祉政策として実施すべき内容について、引き続き検討を進めるとともに、まずは、就労移行支援や障害児通所支援においては、本来の趣旨も踏まえ、通勤・通学に関する訓練の着実な実施を促すこととし、これを必要に応じて評価する方向で検討することとしてはどうか。

協議では通勤・通学の移動支援について、法改正前に現時点でできることから取り組むべきとの意見や、福祉と労働の施策の狭間で支援が提供されないというようなことが起きないようにすべきとの意見が出されました。

- 通勤・通学の支援については、サービス等利用計画でその目標と期間を明確にして運用するのが良い。そのうえで、期間がきたら一律で打ち切りということがないようにしてもらいたい。
- 企業等の合理的配慮を待っているだけで良いのか、今困っている人は相当数いる。地域生活支援事業でサービス提供できていない自治体も相当数ある。通勤・通学時の移動支援は、地域生活支援事業の必須事業ではあるが、その中でも特に重要度の高いものとして自治体に働きかけてほしい。法改正以前に通知等のレベルでできることではないか。
⇒（川又企画課長）何か一歩でも前進できないかということで、まずは通勤・通学時の訓練の評価からとしているのが今回の方向性である。地域生活支援事業はその地域の状況を踏まえて自治体が何に重きをおいて取り組むか判断する性格のものである。コミュニケーション支援事業が重要だという自治体もあるだろうから、必須事業の中で差をつけるというのは難しい。
- 「通勤に関する移動支援は福祉施策以外でも実施することとし、関係省庁とも連携し検討を進めていく」、「就労移行支援において通勤・通学に関する訓練の着実な実施を促すこととし、これを必要に応じて評価する方向で検討する」、これらの方向性については賛成である。通勤時の支援があれば就職できる方はより増えるはずである。ただし、「福祉施策として実施すべき内容について、引き続き検討を進める」については、例えば、福祉と労働の施策でどちらも対応せずに、必要な支援が提供されないというようなことは避けなくてはいけない。現状の通勤支援は決して十分ではないので、他施策も含めた全体で支援を充実していくという方向性の中で、制度間の狭間が生じないような検討を是非お願いしたい。
- 訓練の評価は良いが、それがどのようなことをイメージしているのかももう少し詳しく示してほしい。個別給付と地域生活支援事業を組み合わせしていくという方向性の中で、しかし地域生活支援事業は裁量的経費なのでそれほど増やせる余地はないはずである。個別給付でしっかりと対応して、その上でカバーできない所は地域生活支援事業でということだろうが、この訓練の評価は個別給付の中

の移動支援の一環なのか、すでにある就労移行支援事業等の延長で行われるものなのか。

⇒ (田中障害福祉課長) まずは就労移行支援事業や障害児通所支援事業の中で工夫ができないかと考えている。

◆入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）が利用できる方向で検討することとしてはどうか。

また、入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われるものであるが、施設による移動支援について適切に評価が行われているか、引き続き検討することとしてはどうか。

協議では入院中の外出・外泊の移動支援について認める方向性が示されたことへの賛成意見や、施設からの外出・外泊にも活用できるようにしてもらいたいという意見などが出されました。

○入院中の外出・外泊には是非移動支援を利用できるようにしてほしい。施設からの外出・外泊にも活用できるようにしてもらいたい。生活再建していくうえで地域や社会への参加が重要である。報酬設定で工夫をしてもらいたい。また、他の制度を活用する際には、「のりしろ」が必要である。若干でも重なりあう部分がないと次のステップに移行しにくい。複数の制度が重なりあうことで漏れのないようにする工夫があってほしい。

○医療と福祉の範囲について、常時介護支援の検討の方向性では、「医療保険の給付範囲に留意しつつ」という文言が入っていたが、この入院中の外出・外泊に伴う移動支援では入っていないということは、課題はクリアされていて整理できる見込みが立っているということなのか。

⇒ (田中障害福祉課長) 入院中の外出は病院内ではなく病院外のことである。病院内のヘルパー派遣とは状況が違うので、現行制度下でも整理は可能と考えている。

(3) 障害者の就労支援

◆就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。

協議では一般就労への移行実績をふまえてメリハリをつけた評価を行うことについて賛成の意見が上がる一方、実績がないところの要因を分析して、改定に備えるべきとの意見が出されました。

○就労移行支援については、就職した後の在職中の障害者が自身のスキルアップのために利用するということも認めてもらいたい。

○賛成である。今回の報酬改定の中でも実績がない所の減算が強化はされたが、就労移行支援事業所の報酬は実績に応じたメリハリをつけるべきである。

○就労移行支援の事業ができてから7年間、いまだに就職実績がない事業所については、その理由があるのではないかと。就労移行支援事業の2年間という利用期間は、就職という結果を出すうえで十分な期間ではないという意見もある。メリハリをつけることには賛成であるが、実績がない所の要因をしっかりと分析して、次の改定にそなえてほしい。

◆就労継続支援については、サービスを利用する中で能力を向上させ、一般就労に移行する障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績を踏まえた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。

協議では、賛成の意見や、一般就労移行実績における「マイナス評価」が就労継続支援に適用されるのはいかがなものかとの意見が出されました。

- 賛成ではあるが、就労移行支援事業の就労定着支援体制加算のような5段階にも分ける必要はなく、多くても3段階くらいでその実績を評価するべきではないか。また、就労継続支援事業から就労移行支援への移行も評価するなど、それぞれの事業の趣旨や対象者像を踏まえて評価するべきである。
- 就労移行支援の利用の2年間で終われば、本人の「就職したい」という思いが消えるわけではない。就労継続支援A型からもB型からも希望があれば就職できるような仕組みがあってほしい。就労系事業所から強く一般就労に押し出すようなルールを決めることが必要なのではないか。
- 「就労継続支援事業における一般就労移行実績を踏まえた評価」については、就労継続支援事業は、就労機会の提供と工賃の支払いを通じて所得保障・地域自立生活につなげていくといった目的をもった事業であることから、そうした目的を果たせるような仕組みにすることが大前提である。そのうえで、一般就労移行の実績も追加で評価するというのであれば、賛成である。しかし、一定の就労移行実績を義務付ける、移行実績がないから減算にするといったことが想定されているのであれば、それは反対である。一般就労の移行促進の方策の検討の1つなのだろうが、そもそも就職支援をするために就労移行支援が設けられたという経過がある。就職実績でのマイナス評価が就労移行支援であるのは分かるが、それが就労継続支援に適用されるとすればそれはいかがか。工賃向上への取り組みと一般就労の移行はどちらも促進されなくてはいけない。

◆就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつける方向で検討することとしてはどうか。

協議では高工賃を実現している事業所を必ずしも評価しない仕組みである等、事業目的に沿ったメリハリを持たせるべきとの意見や、工賃を十分に支払えるだけの仕事を確保できるような環境整備が必要との意見が出されました。

- 就労継続支援A型・B型についても、賃金・工賃が低い事業所が相当数ある。B型については工賃1万円未満というのはいかがか。利用者が区分の重い方が多いなどの理由でどうしても工賃を上げていくことが難しいという所もあるのかもしれないが、あまりにその金額が低すぎる所に対しては何らかの規制が必要なのではないか。生活介護事業等の他の事業への転換を促していくようなことをして、事業目的にそったメリハリを持たせるべきではないか。
- 今回の検討の方向性を見ると、事業所の取り組みにフォーカスしたものになっているが、ただ事業所の頑張りをもつ報酬上の仕掛けということだけで良いのか。工賃を十分に支払えるだけの仕事を確保できるようにしていく必要もあるのではないか。この部会の中でも優先調達推進法についての意見が出ていたが、各都道府県の調達実績を見ると相当に差がある。環境整備がされなければ仕事の確保は難しいのではないか。
- 就労継続支援事業B型が高工賃を目指すべきであるというのは確かにそうではあるが、生活介護事業との多機能型で柔軟に上手くプログラムを組み合わせる利用者にあつた支援を提供できているような所もある。画一的なプログラムで低工賃しか払えていない事業所よりも充実した内容であるという実態を踏まえて、そういった事業所を評価することも考えてほしい。
- 強く賛成する。既存の制度では目標工賃達成加算がメリハリをつける仕組みであるが、前年度実績

を上回る、目標工賃額を1円でも下回ってはいけない等のその要件が、最低賃金の3分の1以上、2分の1以上といった高工賃を実現している事業所を必ずしも評価しない仕組みになっているので、そこは是非見直していただきたい。

◆就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等の方策を検討することとしてはどうか。

※ 特に意見なし

◆一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、現在は就労継続支援B型の利用希望者に対して実施している就労アセスメントについて、効果的かつ円滑な実施と併せて、対象範囲の拡大について検討することとしてはどうか。

○アセスメントの対象範囲の拡大は将来的には必要と考えるが、拙速な見直しは避けるべきである。就労アセスメントの実施状況の把握と検証が先であり、慎重に取り扱う必要がある。

◆在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、就労定着支援の強化を検討することとしてはどうか。例えば、就労系障害福祉サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を集中的に提供するなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。

協議では、賛成の意見が上がる一方、労働サイドと福祉サイドの双方が一体となって展開していくようにすべきとの意見が出されました。

○知的障害や精神障害の方は、人間関係でつまづくことで定着しないということが多いため、定着支援の強化には賛成である。ただし、誰の努力の結果として定着しているのかの研究を進めてほしい。受入れ先である企業とその家族が頑張っている間の障害者就業・生活支援センター等は御用聞きをするだけで適切な支援ができていないところもある。こうしたことがある中で事業所への報酬が増えるということはいかがだろうか。

○障害者雇用の納付金制度の活用を検討いただきたい。定着はやはり企業側の努力によるところが大きいので、定着ができていない企業等への納付金からの給付、税制優遇措置なども検討いただきたい。

○企業の合理的配慮に期待しても、それが進むのには相当時間がかかるので、企業任せにしない定着支援の仕組みの構築は必要である。

○基本的には賛成であるが、労働サイドと福祉サイドの施策がかみ合っていないと進まない。双方が一体となって展開していくことをお願いしたい。

◆就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報の公表を検討することとしてはどうか。

協議では賛成の意見が上がるなか、この事務が大きな負担になるようなことだけは避けるべきであるとの意見も出されました。

○賛成である。実績が上がっている所もそうでない所も、その状況を示し、各事業所が就労移行支援という目的を果たせているのかははっきりさせればよい。

○障害者やその家族からの選択に資するものという希望には当然応えなくてはいけないので、賛成である。十分な就労機会を提供しない、適切な支援を行わない就労継続支援A型事業所の問題の指摘がヒアリングでも相当数あったので、「就労継続支援事業A型の適切な事業運営が図られるような見直し」にもつながるものとする。ただし、しっかりと取り組んでいる事業所にとって、この事務が大きな負担になるようなことだけは避けるべきである。例えば、就労継続支援B型事業所なら工賃向上計画とその実施状況の所轄行政庁への報告が毎年求められているので、そのような既存の仕組みを活用して事業所の負担が増えることがないようなことを検討いただきたい。

第73回部会は10月20日(火)に開催され、以下の3つの論点について協議されました。詳細は次号で報告いたします。

- (1) 精神障害者に対する支援の在り方について
- (2) 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
- (3) 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

今回の部会の資料は以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第72回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000100968.html>

2. ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等について

平成27年12月よりストレスチェック制度が施行され、労働者が50人以上いる事業所は定期的に労働者*のストレスの状況について検査を行うことが義務付けられます(※契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外)。

これは、本人にストレスチェックの結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげることを目的としているものです。

詳細につきましては、以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

3. 「平成27年度 暴力被害者支援スキルアップ講座」 参加申込み締切延長のお知らせ（全国社会福祉協議会）

全国社会福祉協議会では、暴力被害を受けた者と支援者との関係性構築に資する支援ツール「あなたの歩み」を活用するための具体的手法等を学びながら、支援者として必要なスキル向上を目的として、下記のとおり本講座を開催します。

本日10月26日が参加申込み締切日ですが、会場に余裕があることから、11月2日（月）まで締切日を延長します。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

1. 期 日：平成27年11月10日（火）13時～17時30分
～11月11日（水）9時～15時
2. 場 所：東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル会議室（5階）
3. 定 員：60名
4. 参加費：12,000円
5. 問合せ先：全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部（小林、天野）
Tel:03-3581-6502 Fax:03-3581-2428
<http://www.zenkyukyo.gr.jp/banner/1403.htm>（開催要綱等を掲載）

4. 平成27年度「社会福祉法人経営者研修会～経営管理コース～」受講者受付中【11/4〆切】

全国社会福祉協議会中央福祉学院が行う本コースでは、社会福祉法の改正を控え、社会福祉法人としての経営戦略、公益的活動に取り組む社会福祉法人の実践のほか、労務管理・財務管理の知識等について学びます。

【日 程】 平成27年11月17日（火）～19日（木）

【会 場】 中央福祉学院（ロフォス湘南）神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

【受講料】 25,700円（税込）

【受講対象】 社会福祉法人の役員及び法人の運営に携わる方

【申込期限】 平成27年11月4日（水）（消印有効）

【プログラム】

- ① 「社会福祉法人をめぐる現状と課題」 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
- ② 「社会福祉法人の労務管理」 社会保険労務士 平松 和子 氏
- ③ 「社会福祉法人の財務管理」 公認会計士 本田 親彦 氏
- ④ 「社会福祉法人の経営戦略」 全国社会福祉法人経営者協議会

地域公益事業推進委員会 委員長 浦野 正男 氏

⑤ 「これからの社会福祉法人経営のあり方」

独立行政法人 医療福祉機構 千葉 正展 氏

⑥ 「ホスピタリティ向上と業界 No.1 の生産性をめざす」

ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテル 総支配人 千葉 幹夫 氏

【問合せ先】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院／TEL:046-858-1355

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course311.html>

5. 平成28年度『介護職員実務者研修通信課程』 申込受付中（中央福祉学院）

全国社会福祉協議会中央福祉学院では、介護サービスの人材育成と介護福祉士の国家試験受験資格取得を支援するため、県・市社会福祉協議会と連携・協力し、来年4月1日に「介護職員実務者研修通信課程」を開講します。

介護職員の働きながらのキャリアアップ・資格取得を全社協と県市社協が一体となって支援する、今までにない新しい研修体系です。職場でのご理解ご協力のもと、多くの方々の受講をお待ちしています。

【通信課程の概要】

受講期間：2016年4月1日～12月31日（9ヵ月間）

学習内容：自宅学習（19科目）※保有資格によって学習科目が異なります。

スクーリング（介護過程Ⅲ（45時間）／医療的ケア演習）

なお、平成28年度は11県・市社会福祉協議会が地元開講します。

スクーリング

実施県・市 社協：岩手県、福島県、埼玉県、神奈川県、川崎市、長野県、
奈良県、大阪市、鳥取県、広島県、山口県

受講料：145,000円（テキスト代、税込）

※保有資格により受講料が異なります。詳しくは、受講案内をご覧ください。

申込受付期間：2015年10月1日～

※申込締切りは各県・市社協により異なります。

※定員になり次第、受付終了となります。

その他：受講案内・申込書は、中央福祉学院ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course2643.html>